

社会福祉法人幌北学園定款

第1章 総則

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(ア) 幼保連携型認定こども園の経営

(イ) 保育所の経営

(ウ) 一時預かり事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人幌北学園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道札幌市北区新琴似12条10丁目3番17号に置く。

2 従たる事務所

北海道札幌市中央区大通西5丁目1番地1 桂和大通ビル 38 9階

東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー 6階

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の5分の4以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）札幌市西区発寒8条11丁目682番地30所在の鉄骨造地上2階建
発寒そらいろ保育園 園舎1棟 （延床面積751.70平方メートル）
- （2）名古屋市市中村区岩塚本通5丁目17番地・16番地所在の鉄骨造地上2階建
岩塚そらいろ保育園 園舎1棟 （延床面積653.64平方メートル）
- （3）札幌市中央区南9条西20丁目32番地所在の鉄骨造地上2階建
認定こども園幌西そらいろ保育園 園舎1棟 （延床面積791.98平方メートル）
- （4）札幌市中央区南9条西20丁目32番所在
認定こども園幌西そらいろ保育園敷地 一筆 （985.30平方メートル）
- （5）札幌市西区西野4条7丁目253番地1所在の木造平屋建
認定こども園西野そらいろ保育園 園舎1棟 （延床面積667.00平方メートル）
- （6）札幌市西区西野4条7丁目253番1所在
認定こども園西野そらいろ保育園敷地 一筆 （1,421.40平方メートル）
- （7）札幌市西区西野4条7丁目260番37所在
札幌市西区西野4条7丁目261番1所在
認定こども園西野そらいろ保育園園庭 二筆（728.77平方メートル）
- （8）札幌市豊平区月寒西4条6丁目504番地10所在の鉄筋コンクリート造地上3階建
認定こども園月寒そらいろ保育園 園舎1棟（延床面積974.75平方メートル）
- （9）札幌市豊平区月寒西4条6丁目504番10所在
認定こども園月寒そらいろ保育園敷地 一筆（1,706.47平方メートル）
- （10）千葉県流山市南流山7丁目5番地1所在の鉄筋コンクリート造地上2階建
認定こども園南流山そらいろ保育園 園舎1棟（延床面積934.01平方メートル）
- （11）札幌市南区南30条西8丁目366番地84所在の鉄筋コンクリート造地上3階建
認定こども園藻岩そらいろ保育園 園舎1棟（延床面積1,317.13平方メートル）
附属建物 鉄筋コンクリート造平家建
認定こども園藻岩そらいろ保育園 物置1棟
（延床面積2.70平方メートル）
- （12）埼玉県狭山市大字南入曽字出口291番地1所在の鉄骨造地上2階建
入曽そらいろ保育園園舎1棟（延床面積781.71平方メートル）
- （13）埼玉県狭山市大字南入曽字出口291番1所在
入曽そらいろ保育園敷地 一筆（1718.65平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人幌北学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、

この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	対	木	克	彦
理 事	対	木	鉉	美
〃	田	中	光	夫
〃	関	根	和	夫
〃	鶴	田	陽	平
〃	細	川	夕	州 妃
監 事	窪	田	も	と む
〃	佐	藤	洋	美

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条で定める評議員の人数は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、「4 名以上」とする。

平成 25 年 11 月 15 日制定

平成 27 年 4 月 1 日 一部改訂(発寒そらいろ保育園の設置)

平成 28 年 7 月 20 日 一部改訂(岩塚そらいろ保育園の設置)

平成 28 年 12 月 5 日 一部改訂((仮称) 幌西そらいろ保育園敷地 及び

(仮称) 西野そらいろ保育園敷地の基本財産追加)

平成 29 年 3 月 30 日 一部改訂(社会福祉法等の一部を改訂する法律(平成 28 年法律第 21 号)の施行に伴う改訂)

平成 29 年 5 月 10 日 一部改訂(幌西そらいろ保育園園舎及び西野そらいろ保育園園舎の基本財産追加及び西野そらいろ保育園敷地合筆登記に伴う基本財産変更)

平成 29 年 7 月 27 日 一部改訂(幌西そらいろ保育園及び西野そらいろ保育園及び下落合そらいろ保育園の設置)

平成 30 年 8 月 2 日 一部改訂(第二種社会福祉事業個別記載廃止及び議事録署名者の変更)

平成 31 年 4 月 18 日 一部改訂(従たる事務所を追加及び発寒そらいろ保育園園舎延床面積錯誤により訂正)

令和 2 年 3 月 29 日 一部改訂(従たる事務所の変更)

令和 2 年 12 月 21 日 一部改訂((仮称) 認定こども園月寒そらいろ保育園敷地及び(仮称) 認定こども園西野そらいろ保育園敷地の基本財産追加)

令和 3 年 2 月 26 日 一部改訂(従たる事務所追加)
(南流山そらいろ保育園園舎の基本財産追加)

令和 3 年 7 月 13 日 一部改訂(第二種社会福祉事業追加及び認定こども園幌西そらいろ保育園及び西野そらいろ保育園認定こども園化に伴う名称変更、認定こども園月寒そらいろ保育園園舎基本財産追加及び敷地合筆登記に伴う基本財産変更)

令和 5 年 4 月 17 日 一部改訂(藻岩そらいろ保育園園舎の基本財産追加)

令和 6 年 5 月 17 日 一部改訂(認定こども園南流山そらいろ保育園及び認定こども園藻岩そらいろ保育園認定こども園移行に伴う名称変更、入曽そらいろ保育園敷地及び園舎の基本財産追加)

細則

第1条 社会福祉法人幌北学園定款第25条第2号に規定する理事長専決事項について、以下の通りとする。

- (1) 施設長の任免を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生・給与・待遇に関する事
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、経理規定による競争入札に該当しない物
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分のうち、経理規定による競争入札に該当しない物。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、取得時の価格が100万円を超えない物（車両・ソフトウェアを除く）
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄付金の受入れに関する決定
- (12) その他、法人運営において、法令上、別表に記載の事前に理事会・評議員会の決議を必要とする以外の事

附 則

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

別表：理事会及び評議員会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・その他の重要な業務執行の決定	・理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幌北学園（以下「当法人」という）の役員および評議員の報酬等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事長とする。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与とする。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、役員等としての職務遂行に伴い生じる旅費(旅費規程の旅費)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員等 報酬理事会及び評議員会の出席等

(報酬額)

第4条 常勤の役員及び非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の役員の報酬については、別表1に定める額。賞与は給与規程(管理職)を準用する。
- (2) 非常勤の役員等の報酬については、別表2に定める額。ただし、当法人の常勤の役員には支給しない。また、他県から参加する場合、航空券は法人手配により実費を支給する。ただし、役員等の希望により本人手配でも可とする。
- (3) 非常勤の役員等の報酬は、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評 議 員	1,000,000 円
理 事	700,000 円
監 事	1,280,000 円

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日(ただし、支給日が休日および金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)
 - (2) 賞与 毎年6月、12月及び期末
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、以下のとおり支給する。
- (1)国内送金 月末締め翌月15日払い
 - (2)国外送金 毎年4月～9月分を9月末締めとし翌月15日払い、及び毎年10月～3月分を

3 月末締めとし翌月 15 日払いの年 2 回とする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改訂する。

この規程は、平成30年5月1日より一部改訂する。

この規程は、平成30年12月1日より一部改訂する。

この規程は、令和1年12月1日より一部改訂する。

この規程は、令和2年6月21日より一部改訂する。

この規程は、令和3年1月1日より一部改訂する。

この規程は、令和3年5月1日より一部改訂する。

この規程は、令和4年7月1日より一部改訂する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改訂する。

この規程は、令和6年7月1日より一部改訂する。

令和 年 月 日

本紙は原本に相違ありません。

社会福祉法人幌北学園 理事長 對 木 克 彦

別表 1（常勤の役員の報酬）

(1)報酬

役職名	金 額
理事長	月額 1,200,000 円

(2)賞与

賞与	報酬月額×1.0 ヲ月分（賞与最小値）～7.20 ヲ月（賞与最大値）
----	------------------------------------

別表 2（非常勤の役員等の報酬）

以下、別表 2 のとおり支給する。

(1)評議員

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
評議員会への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

(2)理事（理事長を除く）

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
理事会等会議への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

(3)監事

区分	会議時間 30 分超	会議時間 30 分以内
理事会等会議への出席	日額 20,000 円	日額 5,000 円

監事監査	1 時間 10,000 円 ※ただし、1 日最大 8 時間 80,000 円を支給とし、年 4 回とする。
勘定科目残高監査	一ヶ月分 30,000 円

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幌北学園を退任した役員等の退職に関する事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金の金額の決定)

第2条 退任した役員等に支給すべき役員退職金は、この規定に定める基準に従い計算した額とする。

(死亡退職慰労金)

第3条 役員が在任中に死亡した場合は、その遺族(順位については労働基準法施行規則第42条～45条の規定を準用)に死亡退職慰労金(本規程を準用)を支給する。

(退任の定義)

第4条 この規程で「退任」とは、最終的に役員の地位を離れることをいう。

(本規程の対象者)

第5条 本規程の対象者は、第9条に記載の役員を支給対象とする。

(退職慰労金の算定基準)

第6条 退職慰労金の算定基準は、対象となる期間の各月の報酬月額に0.1を乗じた額を合計し、役位別係数を乗じて算出した金額とする。ただし、独立行政法人医療福祉機構、公益社団法人北海道私立幼稚園協会等の外部団体より別途退職金の支給を受ける場合、その額を差し引いた額とする。算定については、平成25年11月から遡って適用する。

(報酬月額)

第7条 報酬月額とは、名目の如何を問わず毎月定まって支給されるものの総額をいう。

(役員在任年数)

第8条 役員在任年数は1ヵ月単位とし、1年未満の端数がある場合は月割で計算し、1ヵ月未満の端数がある場合は1ヵ月に切り上げる。非常勤期間は在任期間から除く。

(役位別係数)

第9条 退職慰労金の役位別係数は次のとおりとする。

- (1) 理事長 2.50倍

(功労加算)

第10条 退任役員のうち、在任中とくに功労のあった者に対しては、評議員会の決議で、第6条で算定した金額について、その25%を超えない範囲で加算することができる。(役位別係数が2.00超の場合は除く。)

(補填加算)

第11条 退任役員のうち、在任期間中に立て替えた、海外の税制上、経費処理することで個人所得税の課税対象となる経費において、立替額及びそれによる所得税増加分を退職金に加算する。ただし、退任役員が在任中にこれら経費の清算を求めた場合、退職金に加算せず、即座に賞与加算として清算する。

(特別減額)

第12条 経済状況の著しい変動や、法人の経営状態が著しく悪化している場合は、第6条で算定した金額から相当の減額を行うことができる。

- 2 退任役員のうち、在任中、学園に特に重大な損害を与えた者に対しては、理事会の決議により、第6条で算定した金額の相当の減額を行うことができる。

(支給時期及び方法)

第13条 退職慰労金は退任後、2か月以内にその金額を支給する。

附則

この規程は、平成30年4月1日より実施する。

この規程は、令和1年12月1日より改訂する。

この規程は、令和3年8月1日より一部改訂する。

令和 年 月 日

本紙は原本に相違ありません。

社会福祉法人幌北学園 理事長 對木克彦 印

社会福祉法人幌北学園 役員名簿

役職名	氏名
理事長	對木 克彦
理事	對木 鉉美
理事	関根 和夫
理事	堀部 裕也
理事	渋谷 美智代
理事	東 恵美子
監事	岩田 圭史
監事	NarutTim
評議員	宮崎 鮎子
評議員	稲田 健祐
評議員	中山 みゆき
評議員	桜井 太朗
評議員	田原 悠多
評議員	宮本 維人
評議員	武藤 結季